さくら苑　立願の森

入 居 契 約 書

社会福祉法人　玉寿会

◇◆目次◆◇

第１章　総則
　第１条（契約の目的）　Ｐ２
　第２条（契約期間）　Ｐ２
　第３条（施設サービス計画の作成・変更）　Ｐ２
　第４条（介護保険給付対象サービス）　Ｐ３
　第５条（介護保険給付対象外サービス）　Ｐ３
　第６条（運営規程の遵守）　Ｐ３
第２章　料金
　第７条（サービス利用料金の支払い）　Ｐ３
　第８条（利用料の変更）　Ｐ４
第３章　施設の義務
　第９条（施設及びサービス従事者の義務）　Ｐ４
　第10条（守秘義務等）　Ｐ４
第４章　入居者の義務
　第11条（入居者の施設利用上の注意義務等）　Ｐ５
　第12条（入居者の禁止行為）　Ｐ５
第５章　損害賠償（施設の義務違反）
　第13条（損害賠償責任）　Ｐ５
　第14条（損害賠償がなされない場合）　Ｐ５
　第15条（施設の責任によらない事由によるサービスの不実施）　Ｐ６
第６章　契約の終了
　第16条（契約の終了事由）　Ｐ６
　第17条（入居者からの中途解約）　Ｐ６
　第18条（入居者からの契約解除）　Ｐ７
　第19条（施設からの契約解除）　Ｐ７
　第20条（契約終了に伴う援助）　Ｐ７
　第21条（入居者の入院に係る取り扱い）　Ｐ８
　第22条（居室の明け渡し“清算”）　Ｐ８
　第23条（残置物の引き取り等）　Ｐ８
　第24条（入居者代理人）　Ｐ９
　第25条（身元引受人）　Ｐ９
　第26条（一時外泊）　Ｐ９
第７章　その他
　第27条（苦情処理）　Ｐ１０
　第28条（合意管轄）　Ｐ１０
　第29条（協議事項）　Ｐ１０

入居者、　　（以下「入居者」という。）と、さくら苑 立願の森（以下「施設」という。）は、入居者が、居室及び共用施設等を使用し生活を行い、施設から提供される介護福祉施設サービス等を受け、そのサービスに対する利用料を支払うことについて、次の通り契約を締結します。

第1章　総則

第１条（契約の目的）

１　施設は、介護保険法の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とし、入居者に対し、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設を使用させるとともに、第４条及び第５条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

２　施設が入居者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む、以下「施設サービス計画」という。）は、別紙「重要事項説明書」に定める通りとします。但し、施設は、施設サービス計画が作成されるまでの間、入居者の能力に応じた、適切な介護サービスを提供します。

３　入居者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第２条（契約期間）

１　本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から、入居者の要介護認定の有効期間の満了する日までとします。

２　契約満了日の２週間前までに、入居者から施設に対し書面による契約終了の申し出がないとき、かつ、入居者が要介護認定の再認定で要介護３以上になったときは、契約は自動的に更新されるものとします。

３　入居者が要介護認定の再認定で、要介護２以下になった場合、認定期間の満了をもって退居となります。但し、認定期間満了までに特例入居要件に該当すると判断された場合は、特例入居として入居を継続することが出来ます。入居者から施設に対し文書で契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

第３条（施設サービス計画の作成・変更）

１　施設は、介護支援専門員に第１条第２項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

３　施設は６か月に１回、若しくは次のいずれかに該当する場合、第１条に規定する施設サービスの目的に従い、施設サービス計画の変更を行います。

（1） 入居者の心身の状況の変化により、当該施設サービスを変更する必要がある場合。
（2） 入居者又は家族が施設サービスの変更を希望する場合。
4 施設は、施設サービス計画を変更した場合、入居者及び家族に対し書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（介護保険給付対象サービス）
施設は、介護保険給付対象サービスとして、施設において入居者に対し入浴、排泄、食事等の介助、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供します。

第 5 条（介護保険給付対象外サービス）
1 施設は、入居者との合意に基づき、次のサービスを介護保険給付外サービスとして提供します。
（1） 入居者が使用する居室
（2） 入居者の食事
（3） 前 1 号、2 号以外のサービスについては「重要事項説明書」の記載に従う。
2 前項のサービスにおいて、その利用料金は、入居者が負担することとします。
3 施設は、第 1 項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて入居者の家族にも分かり易く説明するものとします。

第 6 条（運営規程の遵守）
1 施設は、別途定める運営規程に従い、必要に応じた人員を配置し、入居者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び設備の維持管理を行います。
2 施設は、運営規程を遵守します。

第2章 料金

第 7 条（サービス利用料金の支払い）
1 入居者は、要介護度に応じて第 4 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を施設に支払うものとします。但し、入居者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を一旦支払うものとします。
2 第 5 条に定めるサービスについては、入居者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料を支払うものとします。
3 前項の他、入居者は、居住費と食費及び入居者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を施設に支払うものとします。
4 前項までに定めるサービス利用料金は 1 か月毎に計算し、入居者は、これを翌月 20 日

までに施設が指定する方法で支払うものとします。

5　1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第8条（利用料の変更）

1　前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費の変更があった場合、施設は当該サービス利用料金を変更できるものとします。

2　前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金は、経済状況の変化その他やむを得ない理由がある場合、施設は入居者に対して変更を行う前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更できるものとします。

3　入居者が、前項の変更に同意できない場合には、本契約を解除することが出来ます。

第3章　施設の義務

第9条（施設及びサービス従事者の義務）

1　施設及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

2　施設は、入居者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者からの聴取・確認の上サービスを実施するものとします。

3　施設は、非常災害時に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4　施設及びサービス従事者は、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5　施設は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の援助を行うものとします。

6　施設は、入居者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第10条（守秘義務等）

1　施設及びサービス従業者は、施設サービスを提供するうえで知り得た入居者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了後も継続します。

2　施設は、入居者に医療の必要がある場合、医療機関等に入居者に関する心身の情報を提供するものとします。

3　施設は、第20条に定める入居者の円滑な退居のための援助を行う場合に、入居者に関する情報を提供する場合には、入居者に同意を得るものとします。

第 4 章　入居者の義務

第 11 条（入居者の施設利用上の注意義務等）

1　入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2　入居者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められた場合には、施設及びサービス従事者が入居者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることを認めることとします。但し、その場合、施設は、入居者のプライバシー等の保護に十分配慮することとします。

3　入居者は、施設及びその設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合、自己費用により原状回復するか、相当の代価を支払うものとします。

4　入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入居者、家族、施設の協議により、居室又は共用施設、設備等の利用を決定するものとします。

第 12 条（入居者の禁止行為）

入居者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはいけません。

（1）決められた場所以外での喫煙。

（2）サービス従事者または他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動など。

第 5 章　損害賠償（施設の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

1　施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務違反の場合も同様とします。但し、入居者側に故意または過失が認められる場合は、入居者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）し相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

2　施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

施設は、自己の責に帰する事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

（1）　入居者（その家族、身元引受人を含む）が、契約締結の際、その心身の状況及び病歴等、重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

（２） 入居者（その家族、身元引受人を含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
（３） 入居者の急激な体調変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
（４） 入居者が、施設若しくはサービス従事者の指示に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第 15 条（施設の責任によらない事由によるサービスの不実施）
１ 施設は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービス提供が実施できなくなった場合、入居者に対し当該サービスの提供義務を負いません。
２ 前項の場合には、施設は、入居者に対し既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料を請求できるものとします。その際、1 か月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては第 7 条第 5 項の規定を準用します。

第 6 章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由）
入居者は、次の各号に掲げる事由が発生した場合、契約は終了します。
（１） 入居者が死亡した場合。
（２） 要介護認定により、入居者の心身の状況が非該当、又は要介護 2 以下と判定された場合。
（３） 施設が解散命令を受けた場合、倒産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
（４） 施設の滅失や重大な毀損（きそん）により、サービス提供が出来なくなった場合。
（５） 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
（６） 第１７条から第１９条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。

第１７条（入居者からの中途解約）
１ 入居者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することが出来ます。この場合、入居者は、契約終了を希望する日の７日前までに施設に通知するものとします。
２ 入居者は、第８条第３項の場合は、本契約を即時解約できます。
３ 入居者が、第１項の通知を行わずに居室から退居した場合には、施設が入居者の解約の意思を知った日をもって、本契約が解約されたものとします。
４ 第７条第５項の規程は、本条に準用されます。

第１８条（入居者からの契約解除）
入居者は、施設若しくはサービス従事者が次の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。
（１） 施設若しくはサービス提供従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
（２） 施設若しくはサービス従事者が、第１０条に定める守秘義務に違反した場合。
（３） 施設若しくはサービス従事者が、故意または過失により入居者の身体・財物・信用を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
（４） 他の入居者が当該入居者の身体・財物・信用を傷つけた場合、若しくは傷つける具体的な恐れがある場合において、施設が適切な対応を取らない場合。

第１９条（施設からの契約解除）
施設は、入居者が次の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。
（１） 入居者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
（２） 入居者による、第７条第１項から第３項に定めるサービス利用料の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
（３） 入居者が、故意または重大な過失により施設又はサービス提供従事者若しくは他の入居者等の財産・信用を傷つけ、又は、著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合。
（４） 入居者の行為が、他の入居者やサービス提供従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は、入居者が重大な自傷・他害を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
（５） 入居者が、連続して３ヶ月を超え病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、又入院した場合。
（６） 入居者が、介護老人保健施設等に入所した場合。

第２０条（契約終了に伴う援助）
本契約が終了し、入居者が施設を退居する場合は、入居者の希望により、施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居の為の必要な援助を入居者に対し速やかに行うものとします。
（１） 病院もしくは診療所、又は介護老人保健施設等の紹介。
（２） 居宅介護支援施設の紹介。
（３） その他保健医療サービス、または福祉サービスの提供者の紹介。

第２１条（入居者の入院に係る取り扱い）

１　入居者が病院又は診療所に入院した場合、３ヶ月以内に退院が見込まれかつ退院された場合は、退院後も再び施設に入居できるものとします。

２　入院期間中、居室を確保する場合は、重要事項説明書に定める利用料金を施設に支払うものとします。

３　入居者が３ヶ月を超えて入院が見込まれる場合、重要事項説明書に定める利用料金を施設に支払うものとします。

４　入居者が病院又は診療所に入院した場合は、入院した翌日から当該月６日間（当該入院が月をまたがる場合は最大で１２日間）を限度に、所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担額）を施設に支払うものとします。

第２２条（居室の明け渡し“清算”）

１　入居者は、第１６条第２号から第６号により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務及び第１１条３項、その他の条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

２　入居者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合、又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を、施設に対し支払うものとします。

３　入居者は、第２０条に定める援助を希望する場合、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務は負いません。但し、施設が援助を完了したときには、入居者は、直ちに居室を明け渡し、かつ、前項の所定の料金を支払う義務を負うこととなります。尚、この場合には、実際の退居までの間に介護保険の給付があったときには、この給付金額を控除した残額を入居者に負担して頂きます。

４　第１項の場合に、１か月に満たない期間のサービスに対する利用料金の支払額については、第７条第５項の規定を準用します。

第２３条（残置物の引き取り等）

１　施設は、本契約が終了した後、入居者の残置物がある場合には、入居者又は身元引受人にその旨を連絡するものとします。

２　入居者は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、入居者又は身元引受人は、特段の事情がある場合、前項の連絡を受けた後、速やかに施設にその旨連絡し、相談するものとします。

３　施設は、前項の場合を除いて、入居者又は身元引受人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を入居者又は身元引受人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は入居者又は身元引受人の負担とします。

４　施設は、入居者又は身元引受人が引き取りを拒否した場合は、施設において残置物を

処分出来るものとします。その費用については、入居者又は身元引受人の負担とします。但し、入居者の預り金等施設の管理下に金銭等がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第２４条（入居者代理人）

１　入居者は代理人を選任して、この契約を締結させることができます。又、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

２　入居者の代理人選任に際して必要がある場合は、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明します。

第２５条（身元引受人・連帯保証人）　以下「身元引受」という

１　身元引受人は、連帯保証人を兼ねる者とし本契約に基づく利用料等の施設に対する経済的な債務につき、入居者と連帯しその履行責任を負います。
（身元引受人の債務負担の極度額は 50 万円を限度とします。）

２　身元引受人は、前項責任の他、次に定める責任を負います。

（１）　入居者が疾病等により、医療機関に入院する場合は、入院申し込み、費用負担などその入院手続きを円滑に遂行すること。

（２）　本契約が終了した場合は、施設と協力して、入居者の状態に応じた受け入れ先を確保すること。

（３）　入居者が死亡した場合、その他契約が終了した場合、速やかに遺体及び残置物の引き取り等必要な処理を行うこと。

３　施設は、入居者が入院を必要とする場合、及び本契約が終了した場合、身元引受人へその旨連絡するものとします。

４　入居者は、身元引受人が、本契約の存続中に死亡若しくは破産した場合、新たな身元引受人を立てるものとします。

５　施設は、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があった場合には、これを通知いたします。

第２６条（一時外泊）

１　入居者は、外泊開始の２日前までに施設に届け出ることとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

２　前項に定める外泊期間中において、入居者は、重要事項説明書に定める費用を施設に支払うものとします。

第７章　その他

第２７条（苦情処理）
施設は、その提供したサービスに関する入居者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、苦情受付担当者、苦情解決責任者を選任して適切に対応することとします。

第２８条（合意管轄）
この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本県地方裁判所玉名支部を管轄裁判所とすることとします。

第２９条（協議事項）
本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、施設は、介護保険法、その他諸法令に従い、入居者、又は身元引受人と誠意をもって協議することとします。

上記の契約を証するため、本証２通を作成し、入居者、施設が記名・押印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

〈施　　設〉
〒８６５－００６１
玉名市立願寺６２３－１
社会福祉法人 玉寿会　さくら苑 立願の森
代表者　　山田　勝徳　　印

〈入　居　者〉
〒
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

〈身元引受人〉
〒
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（入居者との関係：　　）

入居者は、署名が出来ないため、入居者本人の意思を確認の上、私が入居者に代わって、その署名を代行いたします。

〈署名代理者〉
〒
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（入居者との関係：　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報の提供及び確認に関する同意書

私は、次に記載するところにより、さくら苑 立願の森が入居者及び身元引受人、家族の個人情報を収集し、必要最低限の範囲で使用することに同意します。

１．利用目的

（１） 入居者が介護保険に沿って、円滑に介護サービスを受けることが出来るように、サービス担当者会議、介護支援専門員とサービス提供事業者との連絡調整等において必要な場合。

（２） 入院・通院時の医療機関への情報提供。

（３） 行政関係からの要請に応える場合。

（４） 外部監査機関、評価機関等への情報提供や損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等において必要な場合。

（５） 介護保険における要介護認定の更新、変更を申請する場合。

２．使用条件

（１） 個人情報の提供は、必要最低限度とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しない。又、入居者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

（２） 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

３．肖像権及び施設内におけるボランティア・実習生との交流

（１） 施設においては、その性格上他入居者の家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。

（２） 施設では、広報誌・ホームページにて、入居者の皆様の日常の暮らしの様子を各方面にお伝えすることがあります。その場合、入居者の写真を掲載させていただくことがあります。

（３） 施設では、各種資格取得を目指す学生等の実習を行う場として協力しております。各実習生への情報提供及び実習生による介護を提供する場合があります。

上記に定める以外個人情報の提供に関する取扱いについては、施設と入居者（代理人）の双方による協議の上決定します。

さくら苑立願の森　　令和　　年　　月　　日

〈入　居　者〉　住　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

〈代　理　人〉　住　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

〈身元引受人〉　住　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家 族 代 表　氏　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印